

安城市監査公表第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 1 項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

令和6年12月25日

安城市長 三星元人様

安城市監査委員 中西肇

安城市監査委員 法福洋子

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和6年10月4日から11月26日までの間に実施した生涯学習部生涯学習課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講じるとともに、令和7年2月14日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

業務委託契約事務において、前回と同様に、仕様書で定めた書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

仕様書で受注者に提出を求めた書類は、漏れなく提出を受けなければならない。